

とありけるにや、信用しがたし、此橋の朽損の時は、いづれに國中の猿かひどもあつまりて、勸進などして渡し侍となん、玄かあらば、その由緒も侍ることあり、所がら奇妙なる境地なり、

名のみしてさけぶもきかぬさる橋の玄たにことふるやまがはのをと、おなじこ、ろをあまた詠じ侍りけるに、

たにふかきそはのいはほの猿橋は人もこすゑをわたるとぞ見る

水の月なを手にうとき猿はしやたには千尋のかげのかは瀬に、此所の風景さらに凡景にあらず、すこぶる神仙逍遙の地とおぼえ侍る、

雲霞漢々渡長梯、四顧山川眼易迷、吟歩誤令疑入峽、溪隈殘月斷猿啼、

〔妙法寺記^上〕永正十七庚辰 當郡猿橋、三月中ニ小山田殿引立テカケ玉フ也、

大永四年甲申 此年正月ヨリ陣立、初而二月十一日、國中勢一萬八千人立テ、猿橋御陣ニ而日々ニ御働、奥三方へ働、箭軍アリ、此時分乘房ハ、八十里御陣崎ト承リ申候、此年萬事共有之、小猿橋ト云處ニ而度々ノ合戰アリ、

享祿三庚寅 此年正月七日、越中守同國中ノ一家人、猿橋ニ御陣ナサレ候、

〔妙法寺記^下〕天文二癸巳 此年二月、猿橋燒申候、

〔徂徠集^{十五}〕峽中紀行上

寶永丙戌秋、余○物與省吾奉使適峽、國語謂峽爲甲斐地、皆峽故得名、○中略至鳥澤驛、皆山路也、日暮僕從疲甚、民家遠

無炬火前導、輜夫脚探巖稜以進、時或踏虛而躓、輜輒跳其肩、上不已、杭隍欲墜者數、遂下輜冥行、以及所謂猿橋者處、前行者還報、橋版穿、且梁橈如不支、不可行、躊躇久之、會一僱探店者、操炬來、店主人亦

來逆相語、是猿王所架、長十一丈、達水際三十三尋、而水深三十三尋、則命僱跳身欄外、而左手據欄、右手垂炬、倒照從、旁下瞰黑深、火力短不及、僱益僂伸其臂、遂致火燄逆上、欲燒手、輒遽棄、墜至水際、廼滅、